



柳津町告示第72号

本町の区域内の字の区域を次のとおり変更する旨、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第2項の規定により告示する。

なお、この効力は、土地改良法（昭和24年法律第195号）第54条第4項の規定による換地処分の公告があった日の翌日から生ずる。

平成24年9月25日

柳津町長 井関 庄一



1 字の区域の変更

編入する字名		左に編入される区域		
大字	小字	大字	小字	地番
藤	石神	藤	下ノ原	1224の1、1224の2、1225から1227まで、1228の1から1228の6まで、1229、1230の1、1230の2、1231から1239まで、1313から1322まで
			三ヶ尻	1の1、1の2、3、4の1+4の2、5から7まで、168、169の1、169の2、170の1、170の2、171の1、171の2、172の1、172の2、173の1、173の2、174の1、174の2、175から187まで